

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">株式会社地域経済活性化支援機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 管理</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 地域経済活性化支援委員会（第十五条 第二十条）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>第四章（第十章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第一条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">株式会社企業再生支援機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 管理</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 企業再生支援委員会（第十五条 第二十条）</p> <p> 第三節（略）</p> <p>第四章（第十章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第一条 株式会社企業再生支援機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他</p>

の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としての業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じて地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(数)

第三条 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社地域経済活性化支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に地域経済活性化支援機構という文字を用いてはならない。

第二節 地域経済活性化支援委員会

(設置)

第十五条 機構に、地域経済活性化支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三条 株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社企業再生支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に企業再生支援機構という文字を用いてはならない。

第二節 企業再生支援委員会

(設置)

第十五条 機構に、企業再生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十六条 委員会は、次に掲げる決定(第一号から第六号までに掲げる決定にあつては、第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限る。)を行う。

一 第二十五条第四項前段の再生支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により再生支援決定と併せて行う選定及び決定を含む)。

二 第二十八条第一項の債権買取り等をするかどうかの決定

三 第三十条第一項の買取申込み等期間の延長の決定

四 第三十一条第一項の出資決定

五 第三十二条第一項の債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定(再生支援対象事業者(第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二條第一項及び第三項並びに第二十五条第四項において同じ。)に係るものに限る。)

六 第三十四条の二第一項又は第三十五条第一項の確認の決定

七 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号から第六号までに掲げる決定(第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。)について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(権限)

第十六条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第二十五条第四項前段の再生支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により支援決定と併せて行う選定及び決定を含む)。

二 第二十八条第一項の債権買取り等をするかどうかの決定

三 第三十条第一項の買取申込み等期間の延長の決定

四 第三十一条第一項の出資決定

五 第三十二条第一項の対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定

六 第三十五条第一項の確認の決定

七 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号から第六号までに掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(業務の範囲)

第二十二條 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。)

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(再生支援対象事業者の株式の取得を含む。第八号及び

第三十一條第一項において同じ。)

ニ 事業の再生に関する専門家の派遣

ホ 事業活動に関する必要な助言

三 特定信託引受対象事業者(第三十二條の二第五項に規定する特定信託引受決定の対象となつた事業者をいう。以下同じ。)(に対して金融機関等(当該特定信託引受対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)(が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。))

四 特定事業再生支援会社(第三十二條の三第四項に規定する特定出資決定の対象となつた中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。)(に対

(業務の範囲)

第二十二條 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十六條第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第二十五條第四項において同じ。)(に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。))

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。)

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。第四号及び第三十一

條第一項において同じ。)

ニ 事業の再生に関する専門家の派遣

ホ 事業活動に関する必要な助言

(新設)

(新設)

する次に掲げる業務（以下「特定出資」という。）

イ 出資（その発行の時に於いて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。）

ロ 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて主務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付け（劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて主務省令で定めるものをいう。）の引受けを含む。）

五 特定専門家派遣対象機関（第三十二条第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となつた者をいう。第三項において同じ。）に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二条の四第一項において「地域経済活性化事業活動」という。）に関する専門家の派遣（以下「特定専門家派遣」という。）

六 単独で又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。）であつて地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの（主務省令で定めるものに限る。）の無限責任組合員となる株式会社の設定の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと

（新設）

（新設）

以下「特定経営管理」という。）。

七| 債権買取り等又は特定信託引受けに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

八| 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

九| 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う

法律事務

十| 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十一| 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必

要な業務

2 機構は、前項第十一号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者（再生支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関（特定事業再生支援会社であるものを除く。）及び特定経営管理に係る株式会社（第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。）を除く。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

（銀行法等の規定の適用）

第二十三条（略）

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務

三| 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

四| 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

五| 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う

法律事務

六| 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七| 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要

な業務

2 機構は、前項第七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者（対象事業者を除く。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

（銀行法等の規定の適用）

第二十三条（略）

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務

又は特定信託引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二條（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者（第三十二条の三第一項において単に「貸金業者」という。）から債権買取り等又は特定信託引受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二條第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これらの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。）の実施による事業の再生の支援（以下「再生支援」という。）を、するかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び次に掲げる業務を行うかどうかを決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」と総称する。）を定めるものとする。

- 一 債権買取り等
- 二 特定信託引受け
- 三 特定出資

を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二條（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二條第一項各号に掲げる業務の実施による事業の再生の支援（以下「再生支援」という。）を、するかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」と総称する。）を定めるものとする。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

四 特定専門家派遣

五 特定経営管理

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4（略）

（再生支援決定）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」とい

（新設）

（新設）

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4（略）

（支援決定）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十二条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」とい

う。()を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5・6 (略)

7 機構は、再生支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(削る)

(削る)

8 再生支援決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

()を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5・6 (略)

7 機構は、再生支援をしかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣及び第六十一条に規定する場合における同条の各省各庁の長(次項において「事業所管大臣等」という。)に通知するものとする。

9 事業所管大臣等は、前項の規定による通知を受けた場合において、過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。)その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第七項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

10 支援決定は、平成二十五年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(買取申込み等の求め)

第二十六条 機構は、再生支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者(以下「再生支援対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、再生支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならぬ。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかを求める方法又は当該求める方法のいずれかにより行うものとする。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意(再生支援対象事業者)に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、再生支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

(買取申込み等の求め)

第二十六条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者)に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

(新設)

<p>3 第一項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。</p> <p>(回収等停止要請)</p> <p>第二十七条 機構は、関係金融機関等が再生支援対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に再生支援対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあるとき、<u>全ての関係金融機関等</u>に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしな<u>ない</u>こと(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第三十二条第一項第三号の規定により再生支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を<u>全ての関係金融機関等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(買取決定)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。</p> <p>(回収等停止要請)</p> <p>第二十七条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に<u>対象事業者</u>の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、<u>すべての関係金融機関等</u>に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしな<u>ない</u>こと(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第三十二条第一項第三号の規定により<u>支援決定</u>を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を<u>すべての関係金融機関等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(買取決定)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、買取決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与え</p>
--	---

なければならぬ。

(買取価格)

第二十九条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、再生支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものの額及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、再生支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 (略)

3 第二十六条第三項、第二十七条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十七条第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第三十条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

(買取価格)

第二十九条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものの額及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 (略)

3 第二十六条第二項、第二十七条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十七条第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第三十条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第三十一条 機構は、買取決定又は第二十六条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしない旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行った後でなければ、再生支援対象事業者に出資をする決定（次項において「出資決定」という。）をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

（再生支援決定の撤回）

第三十二条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、再生支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（第三十条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定等を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、再生支援対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始

第三十一条 機構は、買取決定又は第二十六条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしない旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定（次項及び第三十四条第一項第三号において「出資決定」という。）をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（支援決定の撤回）

第三十二条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（第三十条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定等を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又

の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

- 2 機構は、前項の規定により再生支援決定を撤回したときは、直ちに、再生支援対象事業者（当該再生支援対象事業者が第二十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該再生支援対象事業者及び当該再生支援対象事業者に第六十一条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあっては再生支援対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあっては再生支援対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

（特定信託引受決定）

- 第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。）は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

- 2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

- 3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定信託引受けをしかどつかを決定するとともに、その

は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

- 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者（当該対象事業者が第二十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者に第六十二条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあっては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

（新設）

結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。

4 機構は、特定信託引受けをするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 機構は、特定信託引受けをする旨の決定（以下「特定信託引受け決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 特定信託引受け決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

（特定出資決定等）

第三十二条の三 中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社（貸金業者であるものに限る。）に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる一又は二以上の金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。この場合において、当該申込みは、当該一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の連名とするものとする。

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない

（新設）

- い。
- 一 当該株式会社に移転する貸付債権に係る事業者（以下「貸付債権移転対象事業者」という。）の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面
 - 二 貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成し、かつ、当該計画を達成することができると思込まれるとき、又は貸付債権移転対象事業者の経営が改善したと認められるときは、当該貸付債権移転対象事業者に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対する貸付債権を当該株式会社に移転する金融機関等が資金の貸付けを行う旨を約していることを証する書面
 - 三 当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に対して資金の貸付けを行う場合には、当該資金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債権移転対象事業者に対して前号に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る旨を約していることを証する書面
- 四 その他主務省令で定める書面
- 3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした金融機関等に通知しなければならない。
 - 4 機構は、特定出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
 - 5 特定出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

らない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

6 金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又は債権の全部につき譲渡その他の処分をするまでの間、当該特定出資に係る特定事業再生支援会社の株式（機構が保有するものを除く。）の全部を継続して保有しなければならない。

（特定専門家派遣に係る決定）

第三十二条の四 金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

（特定経営管理決定等）

第三十二条の五 機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従って、特定経営管理をする旨の決定（以下「特定経営管理決定」という。）を行わなければならない。

（新設）

（新設）

2 | 機構は、特定経営管理決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 | 特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 | 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 | 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定(特定専門家派遣をする旨の決定をいう。)
(又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十五年三

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 | 第二十五条第八項及び第九項の規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が生じた場合における当該債務の免除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは、「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

月三十一日までの期間

(削る)

3 | 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)でなければならない。

4 | 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)でなければならない。

(公表)

第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

3 | 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から三年以内(第二十五条第十項ただし書の認可を受けて支援決定を行った場合は、平成二十八年三月三十一日まで。以下この条において同じ。)に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。

4 | 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から三年以内でなければならない。

5 | 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から三年以内でなければならない。

(決定の公表)

第三十四条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

- 一 支援決定又はその撤回を行ったとき。
- 二 買取決定等を行ったとき。
- 三 出資決定を行ったとき。

(償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認)

第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従って事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであることの確認を求めることができる。

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。

五 一の支援決定に係るすべての再生支援を完了したとき。

2 機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。

(新設)

(新設)

上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十五条 再生支援対象事業者に係る再生支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該再生支援対象事業者に資金の貸付けを行うおととする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求められることができる。

一 当該貸付けが、再生支援対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 再生支援対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等（以下「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱つ旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が再生支援対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。）。

2・3 (略)

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該再生支援対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十五条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うおととする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求められることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等（以下「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱つ旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。）。

2・3 (略)

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受

通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十六条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、機構が再生支援対象事業者に係る買取決定等の時から当該再生支援対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分決定の時までの間に当該再生支援対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該再生支援対象事業者の債務を免除している場合に限る。）において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、再生支援対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 (略)

けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十六条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係るすべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。）において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 (略)

(更生手続についての準用)

第三十七条 前条の規定は、機構が再生支援対象事業者に係る買取決定等の時から当該再生支援対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分^{（一）}の決定の時までの間に当該再生支援対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該再生支援対象事業者の債務を免除している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第三項に規定する更生事件をいう。）」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権（同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。）」とこれと同一の種類の他の更生債権」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第二百五十五条第一項ただし書）」とあるのは「同法第六十八条第一項ただし書」と、同条第二項中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を

(更生手続についての準用)

第三十七条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係るすべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分^{（一）}の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（第二条第三項に規定する更生事件をいう。）」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権（同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。）」とこれと同一の種類の他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第二百五十五条第一項ただし書）」とあるのは「同法第六十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を

4	<p>第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項</p>
	<p>有する金融機関等 当該事業者</p> <p>二 再生支援対象事業者又は関係金融機関等 再生支援対象事業者</p> <p>三 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者</p> <p>四 特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に対して債権を有する金融機関等 特定信託引受対象事業者</p> <p>五 特定出資の申込みをした金融機関等 貸付債権移転対象事業者</p> <p>六 特定事業再生支援会社又は特定事業再生支援会社の株主である金融機関等 貸付債権移転対象事業者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(国庫納付金)</p> <p>第四十条の二 機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、剰余金の額から減額するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 減少する剰余金の額</p> <p>二 剰余金の額の減少がその効力を生ずる日</p> <p>3 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における分配可能額(会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。)を超えてはならない。</p>

	<p>有する金融機関等 当該事業者</p> <p>二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

は、政令で定める。

(区分経理)

第五十二条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（第五十六条において「地域経済活性化支援勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(地域経済活性化支援勘定の廃止)

第五十六条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、地域経済活性化支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により地域経済活性化支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十四条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十三条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により地域経済活性化支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第五十三条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十七条 第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号

(区分経理)

第五十二条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（第五十六条において「企業再生支援勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(企業再生支援勘定の廃止)

第五十六条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、企業再生支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により企業再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十四条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十三条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により企業再生支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第五十三条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十七条 第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号

に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四百四十七号第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第五百二十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（主務大臣）

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十

に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四百四十七号第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第五百二十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（主務大臣）

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十

五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第五項及び第六項、第三十三条第一項、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 (略)

(課税の特例)

第六十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得をした場合には、当該不動産権利等の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

(削る)

五条第一項第一号、第七項、第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十三条第一項及び第二項、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 (略)

(課税の特例)

第六十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第六十一条 事業再生計画に補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。第六十六条第一項において同じ。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する旨が記載されている場合において、当該補助金等を所掌する各省各庁の長(財政法(昭

和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条及び第六十六条第二項において同じ。)が第二十五条第九項の規定に基づき同条第七項の期間内に意見を述べなかつたときは、当該期間が経過した日に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係)

第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 (略)

第六十二条・第六十三条 (略)

(金融機関等との連携)

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係)

第六十二条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 (略)

第六十三条・第六十四条 (略)

(新設)

濟の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が再生支援対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をしかどつかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようとするこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をしかどつかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再生を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようとするこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(融資等業務実施法人の協力等)

第六十六条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が再生支援対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)(に当たつては、再生支援対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(融資等業務実施法人の協力等)

第六十六条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)(に当たつては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)

第六十七条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る観点から、相互に連携を図るように努めなければならない。

第七十三条 (略)

一・二 (略)

三 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
(削る)

四七 (略)

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)

第六十七条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図る観点から、相互に連携を図るように努めなければならない。

第七十三条

一・二 (略)

三 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
四 第二十五条第七項、第二十八条第四項、第三十一条第二項又は第三十三条第一項の規定に違反して、主務大臣に通知をしなかつたとき。

五八 (略)

第七十四条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に地域経済活性化支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第七十四条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に企業再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

<p>15 （略）</p>	<p>15 （略）</p>
<p>附則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条（略） 2～13（略）</p>	<p>附則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条（略） 2～13（略）</p>
<p>14 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。</p>	<p>14 株式会社企業再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。</p>

改正案	現行
<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ 〓ホ（略）</p> <p>へ 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>ト（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一 〓四（略）</p> <p>五 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社地域経済活性化支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ 〓ホ（略）</p> <p>へ 株式会社企業再生支援機構</p> <p>ト（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一 〓四（略）</p> <p>五 株式会社企業再生支援機構 株式会社企業再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>六（略）</p> <p>3（略）</p>

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合、株式会社地域経済活性化支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

4 (略)

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合、株式会社企業再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

4 (略)

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

改正案	現行
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>株式会社地域経済活性化支援機構</u>に関する次に掲げる事務</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>株式会社企業再生支援機構</u>に関する次に掲げる事務</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三（略）</p>

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 株式会社地域経済活性化支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十条第一項（登記）の委員」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 株式会社企業再生支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十条第一項（登記）の委員」とする。</p> <p>4（略）</p>

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）

改正案	現行
<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあつた場合等における対応）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融機関は、中小企業者であつて株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者であるもの又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十条第一項に規定する対象事業者であるもの（以下この項において「対象事業者」という。）に対して有する債権について、株式会社地域経済活性化支援機構から株式会社地域経済活性化支援機構法第二十六条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあつた場合等における対応）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融機関は、中小企業者であつて株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十六条第一項に規定する対象事業者であるもの又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十条第一項に規定する対象事業者であるもの（以下この項において「対象事業者」という。）に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。</p>